

処 分 基 準

法 令 名： 福岡県青少年健全育成条例
根 拠 条 項： 第 2 7 条
処 分 の 概 要： 利用カード等自動販売機営業の停止命令
原権者（委任先）： 福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 福岡県青少年健全育成条例に基づく利用カード等自動販売機営業に係る営業停止命令の基準に関する規程（平成14年福岡県公安委員会規程第10号）第4条
処 分 基 準： 別紙「福岡県青少年健全育成条例に基づく利用カード等自動販売機営業に係る営業停止命令の基準に関する規程」第4条を参照
問 い 合 わ せ 先： 利用カード等自動販売機設置場所の所在地を管轄する警察署生活安全(保安・生活安全刑事)課又は警察本部生活安全総務課(092)641-4141内3034)
備 考：